

国 総 建 第 3 9 号
国 総 建 整 第 5 2 号
平成 23 年 5 月 19 日

財団法人建設業振興基金理事長 殿

国土交通省 総合政策局

建設業課長

建設市場整備課長

東日本大震災に伴う下請債権保全支援事業に係る事務取扱いについて

東日本大震災の被災地域における中小・中堅建設企業等の資金調達の円滑化を図るため、今般、「東日本大震災に伴う下請債権保全支援事業の拡充について」（平成 23 年 5 月 19 日付け国総建第 38 号、国総建整第 51 号。以下「建流審通知」という。）に基づき、下請債権保全支援事業を拡充し、下請建設企業等の債権の買取時における金利負担の軽減及び債権回収に係る緊急的なリスク負担の軽減を行うことができるよう新たに措置したところであるが、新たな措置に係る事務取扱いについては、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう措置されたい。

記

1 ファクタリング事業者の財産的基礎

建流審通知記 3 ③に規定する別に定める額は、原則 5 億円以上とする。ただし、特に債権の買取に関する実務経験及び専門知識を有する者として（財）建設業振興基金が認めるものに係る当該額については、この限りでない。

2 ファクタリング事業者の買取限度額等

(1) 債権買取限度額

建流審通知記4(1)①に規定する別に定める額は、原則として、ファクタリング事業者の純資産額の25倍に相当する額とする。

(2) 一の元請建設企業当たり債権買取限度額

建流審通知記4(2)①に規定する別に定める額は、6億円とする。

(3) 一の下請建設企業等当たり債権買取限度額

建流審通知記4(3)に規定する別に定める額は、6億円とする。

(4) 債権の買取料率の上限

建流審通知記4(4)に規定する別に定める利率は、年率15%とする。

3 利用料の料率

建流審通知記6(3)に規定する別に定める料率は、原則として、年率1%とする。

4 金利負担助成

(1) 新事業の利用見込みの把握

建流審通知記7(1)に基づき、ファクタリング事業者は、下請建設企業等から債権の買取の申込みを受けようとするときは、当該申込みに係る債権を買い取ろうとする日の属する年度における当該下請建設企業等による年間を通じた新事業の利用見込みを聴取して、その把握に努めるものとする。

(2) 助成料率

建流審通知記7(1)に規定する別に定める助成料率は、助成がない場合に通常設定する買取料率の3分の2(ただし、年率4%を上限とする。)とする。

5 損失補償

(1) 損失補償率

建流審通知記9(1)に規定する別に定める率は、95%とする。

(2) 損失補償を受けた債権を回収した場合の返戻

建流審通知記9（3）に基づき、ファクタリング事業者が損失補償を受けた債権を回収した場合は、回収金額に当該債権に係る損失補償率を乗じて得た額を基金に返戻するものとする。

6 国への報告

建流審通知記10に規定する別に定める期間は、3か月とする。

附 則

（1）施行期日

この通知は、平成23年6月1日から施行することとし、平成24年3月31日までに買い取られた債権を対象とする。

（2）通知内容の見直し

本通知の内容は、本事業の実施状況を踏まえ、適宜見直すものとする。